

～身近になる?! 「仮想通貨」について知っておきたいこと～

最近、「仮想通貨」という言葉を耳にする機会も増えてきました。仮想通貨の購入に関する不審な勧誘についての相談も全国の消費生活センターに寄せられています。

相談事例としては、

*投資に関するセミナーで「金融庁推薦」「ここでしか買えません」「購入価格よりも高い値段で買い取ります」などのうたい文句とともに購入を勧められた。

*金融庁や財務局の職員など公的機関の職員を名乗る者から購入を勧められた。

などの相談が寄せられています。

仮想通貨とは、コンピューターやスマートフォンを介して使うインターネット上の通貨のようなものです。電子マネーが商品・サービスなどを購入する際の決済に限定されるのに対して、仮想通貨は決済に加え、日本円との交換や送金にも利用できることもあり、新しい決済手段として注目されています。用途のひとつとして、銀行よりも手数料が格安な海外送金が注目されています。また、価格が大きく変動することもあるため、投資目的で売買する人も少なくありません。国内では一部の家電量販店や電気料金の支払いにも利用できるようになり、今後さらに利用場面の広がりが考えられます。仮想通貨は取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。セールストークをうのみにせず、リスクを十分理解できなければ契約をしないようにしましょう。

▼トラブルに巻き込まれないために、仮想通貨を購入する前のチェック項目

☑ 金融庁・財務局の登録を受けた事業者であるか確認していますか？

登録業者以外による仮想通貨の売買は禁止されています。登録業者は随時金融庁ウェブサイトで公表しています。

☑ 取引する仮想通貨の内容に関する説明を登録業者から受けていますか？

登録業者は、利用者に対して取り扱う仮想通貨の仕組みやリスクについて説明する義務があります。仮想通貨が法定通貨（円やドル）でないことや価格変動に伴う損失リスクがあることなどについて、登録業者から説明を聞き、理解した上で取引を行うようにしましょう。

☑ 取引内容や手数料などに関する説明を登録業者から受けていますか？

登録業者は、利用者に対して、これから行おうとする取引の内容（取引金額など）や手数料などについて説明する義務があります。登録業者から説明を聞き、理解した上で取引を行うようにしましょう。

☑ 自身が行った取引の履歴や残高について、適時確認していますか？

利用者は自身が行った取引の履歴や事業者に預けている金銭又は仮想通貨の残高についてしっかりと把握することが重要です。登録業者は、最低3か月に1度、利用者に対し、取引の記録や残高について情報提供することが義務付けられています。

☑ 金融庁・財務局が推奨する仮想通貨だと言われていませんか？

金融庁・財務局が特定の仮想通貨の購入を推奨することは一切ありません。